

名古屋市告示第285号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 7年 5月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社寺岡外食ソリューションズ	東京都大田区久が原五丁目 2番22号

2 指定納付受託者として指定した日

令和 7年 5月 1日

3 納入義務者から委託を受ける歳入

各区保健福祉センター保健管理課・健康安全課窓口、健康福祉局生活衛生
部動物愛護センター窓口で受け付ける名古屋市保健所使用料手数料

4 指定納付受託者に納付させる始期

令和 7年 6月 1日

名古屋市健康福祉局健康部保健医療課